

令和5年4月
1日以降

- ① **感染症指定医療機関**の医師からの届出は**電磁的方法が義務**となります
- ② ①の下線部以外の医師からの届出は**努力義務**となります

I 変更点

種別	現行の届出	令和5年4月1日以降の法に基づく医師の届出(報告)		
感染症発生動向調査(NESID)	紙又はFAX	NE SID	感染症指定医療機関 (第一種、第二種及び結核病床)	全数・定点 義務 電磁的方法
新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)	(保健所が)代行入力		上記以外の医療機関	全数・定点 動物診療 従来法又は電磁的方法 電磁的方法は努力義務
	電磁的方法	HER- SYS	下記以外の医療機関	新型コロナ届出
			感染症指定医療機関	義務 電磁的方法

II 全数届出、定点報告及び動物診療施設

全数届出(全医療機関が対象)

- 1~5類感染症等の患者等を診断した医師が届出(入力)
- 当面、新型コロナはHER-SYSを利用

【結核、O157、麻しんなど】

定点報告(週報・月報)

- 法第14条で指定された医療機関の管理者が定点感染症を報告(入力)

【水痘、インフルエンザなど】

動物診療施設

- 獣医師が特定動物の感染等を診断した場合に届出

【鳥類、サルなど】

III システム等の概要説明及びアカウント申請

- 県ホームページ「[感染症サーベイランスシステムの更改について](#)」に概要を掲載していますので、内容をご確認のうえ簡易申請システムへのリンク(外部サイト)から、必要事項を登録申請願います。
- 定点報告の医療機関が全数届出を行う場合、別途、全数届出用アカウントが医師毎に必要です。
- **HER-SYSの統合予定もあるため、感染症指定医療機関以外も積極的なアカウント申請**をお願いします。

区分	令和5年 1~3月	4月~	特記事項
感染症指定医療機関 (第一、二種、結核病床)	アカウント申請が必須 (全数・定点)	運用開始(義務)	定点医師が全数届出を行う場合、全数届出用アカウントが必要です。
その他の医療機関 及び動物診療施設	Internet ← 任意期間 →	← 努力義務 → 積極的にアカウント申請し、運用開始(4月~)	

お早めのアカウント登録申請をお願いします



お問い合わせは県感染症対策課又は保健所設置市へ

県管轄	担当課	連絡先
下記以外に所在する医療機関	兵庫県保健医療部感染症等対策室 感染症対策課感染症班	078-362-3264
神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市に所在する医療機関	神戸市保健所、姫路市保健所、尼崎市保健所、西宮市保健所又はあかし保健所へお問い合わせ願います。	